

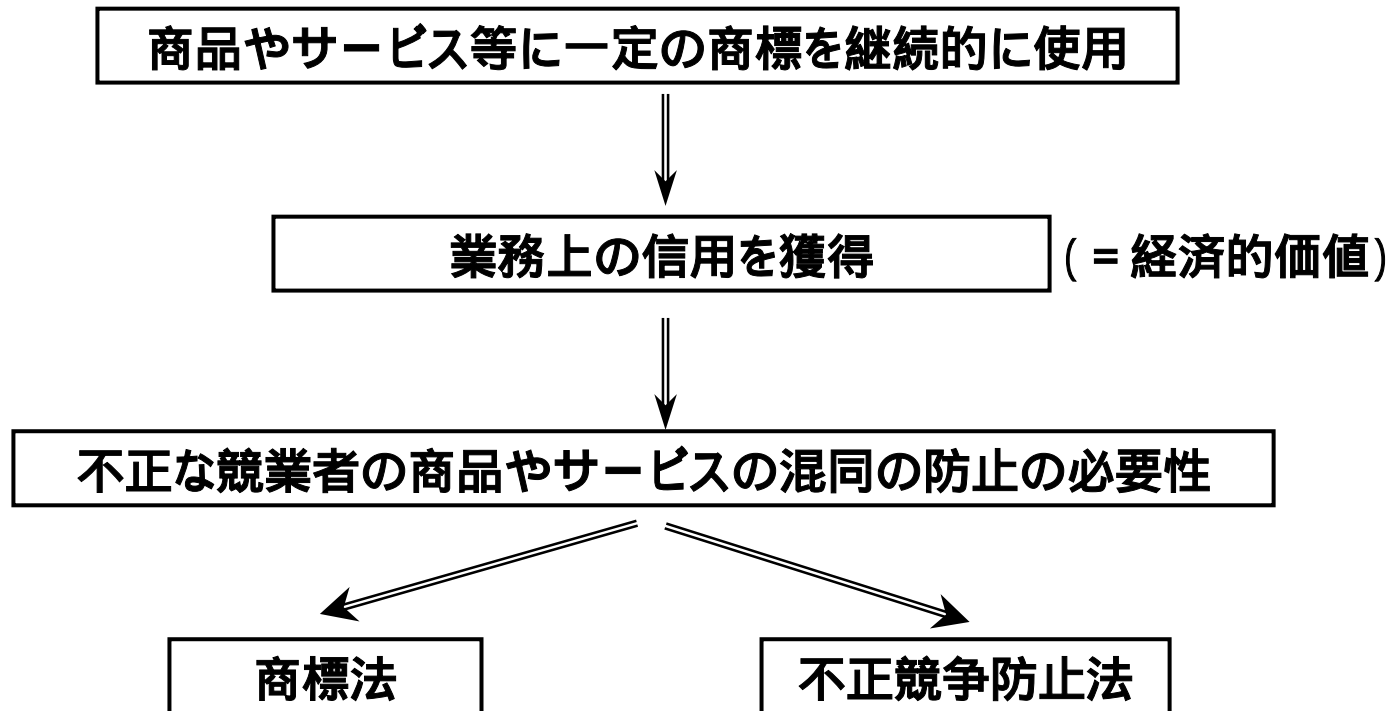
平成16年度 特許セミナー

知的財産の基礎知識

(商 標 法)

1. 商標法の目的

商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する(1条)。



2. 商標法による保護と不正競争防止法による保護

類似点	:	業務上の使用を維持する(競業秩序の維持)
相違点	:	商標権を設定することにより保護する。 <商標法> (商標に化体している業務上の信用を保護する。)
		具体的誤認・混同行為を禁止することにより保護する。 <不正競争防止法>

3. 商標とは何か

1. 商標:文字、図形、記号若しくは立体的形状及びこれらの組合せ、これらと色彩との組み合わせ(= 自他商品・サービスの識別標識)
2. 平面商標と立体商標(H8年より追加)
3. 動く商標(X)...動く意匠()

4. 商標登録の要件

自己の業務に係る商品又は役務について使用するものであること。

自他商品・自他役務の識別力あるいは出所表示機能があること。

- 一般的・普遍的な適格性(3条)
- 具体的適格性(4条)

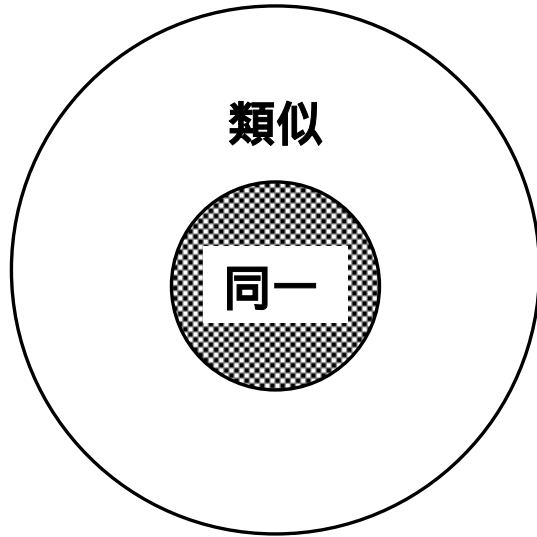
先願と同一又は類似でないこと(8条)

5. 商標の類似とは

- 商標...「称呼」「外観」「観念」について判断
- 商品・役務...流通過程について判断

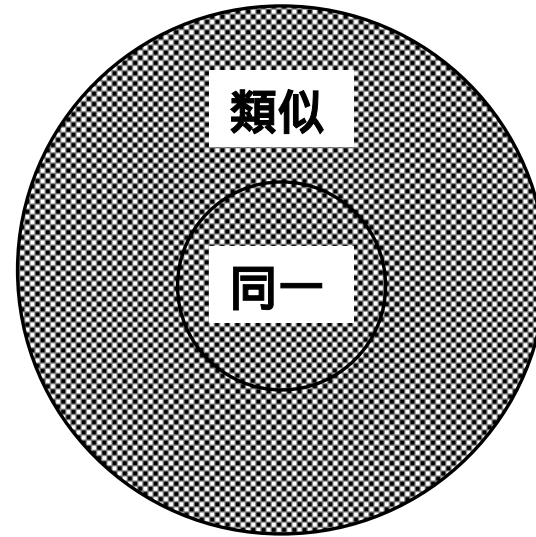
6. 商標権の効力と意匠権の効力との比較

(商標権)



類似範囲には禁止権のみが及ぶ

(意匠権)



類似範囲にも独占権が及ぶ